

松江市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成19年3月28日付け松江市監査委員告示第1号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成19年8月2日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 伊原 正人
 松江市監査委員 田村 昌平

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 松江市土地開発公社 (財政課)</p> <p>(1) 用地取得は、松江市の依頼により先行取得し、後に買い戻しが行われるため、借入利息や経費等を含んだ額で原価が計上されている。しかしながら、先行取得に基づく長期保有地を多く抱えており、現時点での原価と実際の評価額とは乖離していると思われる。公社所有地の一般競争入札や一部賃貸借が実施されているが、保有地の時価評価を行い、実態を把握したうえで、松江市と改めて協議し、具体的な方策を検討されたい。</p> <p>(2) 決算書において、長期借入金明細書の金額等の誤りが見受けられた。また、起案文書の決裁日漏れも多数見受けられたことから、チェック体制の強化を図られたい。</p>	<p>1. 松江市土地開発公社 (財政課)</p> <p>(1) 保有地の時価評価を行い、その結果を市に報告するよう指導しました。また、原価と時価評価額の乖離が明らかになった場合には、その対応方法について市と協議するよう指導しました。</p> <p>(2) 事務処理の確認手順を確立し、適正な事務処理及び文書管理を徹底するよう指導しました。</p>
<p>2. 財団法人松江市開発公社 (財政課)</p> <p>(1) 平成16年度からの繰越準備金1億445万8千円のうち1億円が定期預金で管理されている。今後は資金計画に基づき一層効率的な資金運用の方策を検討されたい。</p>	<p>2. 財団法人松江市開発公社 (財政課)</p> <p>(1) 資金計画に基づく効率的な資金運用を行うよう指導しました。</p>
<p>3. 財団法人宍道湖西岸森と自然財団 (観光文化振興課)</p> <p>(1) 決算に関する諸帳票について、公益法人会計基準の様式と一部異なっているので今後改められたい。また、各種規程に内容の不備や未完結文書も見受けられたことから、改めて見直し・整備を行い、チェック体制を強化するとともに内部監査の充実を図られたい。</p> <p>(2) 基本財産については、当初から同様の定期預金での資金運用をされている。今後は金融機関等の情報収集を行い、内容について研究・検討され、有効な資金運用に努められたい。</p>	<p>3. 財団法人宍道湖西岸森と自然財団 (観光文化振興課)</p> <p>(1) 平成18年度決算から、公益法人会計基準に基づく決算書類を作成するよう指導いたしました。各種規程の不備については精査していただき、平成19年3月の理事会において、その規程の一部改正を行われました。また、未完結文書については、事務処理規程及び事務決裁規程、経理規程を遵守し、適切に事務処理を行うよう指導いたしました。</p> <p>(2) 昨今の経済状況を鑑み、金融機関等の情報収集を行うなど、有効な資金運用に努められるよう指導いたしました。</p>